

全町の電話機が自動化

12月27日午後2時一斉に



(副知事と初通話する椎名町長……光電話交換局で)

今まで、町には木戸局、日吉局、横芝局と三つの電話局があり、木戸局と日吉局は、それぞれ半自動電話で、宮川、芝崎地域の一部がダイヤル式でした。

同一町内でありながら、それぞれの局へ通話する時は、市外通話としての取り扱いを受けていましたが、十一月二十七日、午後二時から全町内が、ダイヤル式になりました。

◎ダイヤル式の電話のかけ方

- ①町内へ通話するとき
- （市内局番）（電話番号）
- 四七九八一四または五×××
- ◎有線との接続のとき
- ①町の中であれば四一九九三一
- ②町の外（県内に限る）ならば〇四七九九（局の交換取扱者がでたら、例えば「横芝から光有放」と告げてください）

訂正

光町五十音別電話帳（公社電話）

の一部に誤りがありましたので次のように訂正してください。

●三十四ページ

椎名 德治郎→椎名徳次郎

●三十九ページ

武田 芳夫→武内 芳夫

（光電話交換局）
（旧木戸エリヤ）
（旧北光電話交換局）
（旧日吉局エリヤ）

武内 八郎→武田 八郎
〔電話と有線の長所、短所〕
電話は全国どこへでもダイヤル一本で、通話することができます。このように非常に便利で、現在、通信手段としては、もっとも重要な役割をはたしています。

今日、電気料金、ガス料金など日常生活に密着した料金が、狂乱に高騰しているのが現状です。

町内通話でも一ヶ月の基本料金のほかに、一回三分まで通話すれば七円、六分通話すれば二倍の料金になるシステムです。また来年は、これが十円に値上がりします。

十一月に国土利用計画法が施行

土地取り引きは許可・届け出が必要

ここ数年間、各地で土地の売買が盛んになり、投機的な思惑が入り乱れて地価はうなぎのぼりになっています。中には、広大な土地を買い占め、そのまま放置して値上がりを待っているものもあるあります。その結果、マイホームの夢はますます遠のき、公共施設建設のための費用も土地取得に多くが支払われ、住民の住宅環境などの社会文化生活はなかなか向上しません。そこで、このような地価の上昇を抑制し、計画的で適切な土地利用をはかるために「国

土利用計画法」が、ことし六月の国会で成立しました。

合せ営業用、家庭用の一ヶ月の基本料金は、一、〇〇〇円、七〇〇円となります。

有線は、確かに町内だけの通話で、誰か、同一回線で話し中だと相手に通じない不便さはありません。しかし、有線にはもっともすぐれた機能があります。例えば災害、緊急には町内全地域の家庭に呼びかけができます。また、お知らせなどにもより一層の効用が発揮されています。

一ヶ月の料金も、何回通話しても変わらないのが有線です。町内通話は、有線がお得です。

また、土地を買って長い間放置しておくと、遊休土地の通知を受けることがあります。このときはその土地の利用または処分に関する計画を知事に届け出る義務が生じ、場合によっては知事の定める土地の利用目的を、市町村長を経由して知事に届け出ることが必要になります。この届出制度は、市町村などの買い取りの協議に応じなければならなくなります。

十二月にこの「国土利用計画法」が施行されると、土地調査員が各地の土地の取り引きや利用の状況を調べ、不正な土地取り引きを防ぐよう努力します。

皆さんは、「国土利用計画法」の趣旨を正しく理解し、明るく住みよい郷土を守りましょう。

この法律の詳細については、役場総務課企画係にお尋ねください。有線は二〇二一〇二です。